

尼崎市認定こども園等設置認可等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）に基づき、市長が、認定こども園法第2条第7項に定める幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第1項及び第3項の規定に基づく認定こども園（以下「園」という。）を運営しようとする者、又は運営している者からの申請に対し、設置、廃止及び休止の認可等を行うこと、また、園及び施設型給付を受ける幼稚園（以下「園等」という。）に係る、子子法及び同法施行規則等に基づく確認事項の申請、変更及び辞退の承認等について必要な手続きを定める。

(認可等申請)

第2条 認定こども園法第17条第1項の規定により園の設置の認可を受けようとする者、認定こども園法第3条第1項及び第3項の規定により園の認定を受けようとする者は、認定こども園設置認可等申請書（様式1）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際して、園の設置の認可等を受けようとする者は、当該申請が尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（平成26年尼崎市条例第28号。以下「認可等条例」という。）で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

3 園の運営の適正化に資するため、新たに園の設置の認可等を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可等基準)

第3条 園の設置の認可等の基準は、認定こども園法及び関係法令に定めるもののほか、認可等条例第3条に規定する認定の要件及び第4条に規定する幼保連携型認定こども園の認定の要件及び学級の編成、職員、設備及び運営の基準（以下「認可等基準」という。）並びに次項に定めるところによるものとする。

2 市長は、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は、尼崎市子ども・子育て支援事業計画（子子法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下「事業計画」という。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として認定こども園法施行規則第7条及び第22条で定める場合に該当すると認めるときは、当該申請を行う者に設置の認可等をしないことができる。

(1) 当該申請に係る園の所在地を含む教育・保育提供区域（子子法第61条第2項第1号の規定により本市が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子子法第19条第1号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定教育・保育施設の必要利用定員の総数（同号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可等によってこれを超えることになると認めるとき。

(2) 当該申請に係る園の所在地を含む教育・保育提供区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子子法第19条第2号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに

限る。)が、事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定教育・保育施設の必要利用定員の総数(同号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可等によってこれを超えることになることを認めるとき。

- (3) 当該申請に係る園の所在地を含む教育・保育提供区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子子法第19条第3号に掲げる満3歳未満の子どもに係るものに限る。)が、事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定教育・保育施設の必要利用定員の総数(同号に掲げる満3歳未満の子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可等によってこれを超えることになることを認めるとき。

(確認申請)

第4条 子子法第31条第1項第1号に規定する認定こども園及び第2号に規定する幼稚園(以下「特定教育・保育施設」という。)の確認を受けようとする者は、特定教育・保育施設確認申請書(様式1-2)を、市長に提出しなければならない。ただし、保育所型認定こども園の確認を受けようとする者は、尼崎市保育所設置認可等要綱に定める特定教育・保育施設確認申請書(保育所用)(様式1-2)を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に際して、特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、当該申請が尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例(平成26年尼崎市条例第36号。以下「確認条例」という。)で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- 3 園等の運営の適正化に資するため、新たに特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(確認基準)

第5条 特定教育・保育施設の確認の基準は子子法及び関係法令に定めるもののほか、確認条例第3条に規定する特定教育・保育施設等の運営の基準(以下「確認基準」という。)に定めるところによるものとする。

(尼崎市子ども・子育て審議会への意見聴取)

第6条 市長は、第2条第1項及び第4条第1項の申請に対し、第3条の認可等基準及び第5条の確認基準に基づき、園の設置の認可等をするとき又は第9条第2項の園等の設置の認可等を受けた者が当該園等を休止又は廃止しようとする場合における、同条第4項の休止又は廃止の承認をするときは、あらかじめ尼崎市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。

(認可等及び認可等通知)

第7条 市長は第2条第1項の認可等申請に対し、第3条の認可等基準や事業計画の内容、教育・保育提供区域ごとの利用定員の状況並びに前条の審議会の意見を勘案する中で、認可等の適否について判断し、園の設置の認可等を行うものとする。この場合において、市長は、当該申請に対して、認可等をする場合は幼保連携型認定こども園設置認可書(様式2)又は認定こども園認定書(様式2-1)を、認可等をしていない場合は幼保連携型認定こども園設置認可不承認通知書(様式3)又は認定こども園認定不承認通知書(様式3-1)を交付するものとする。

(確認及び確認通知)

第8条 市長は第4条第1項の確認申請に対し、第5条の確認基準を踏まえ、特定教育・保育施設

の確認を行うものとする。この場合において、市長は、当該申請に対して、特定教育・保育施設確認通知書（様式２－２）を交付するものとする。

（認可等内容の変更、園の休廃止）

第９条 第７条の規定による設置の認可等を受けた者（以下「認可等法人」という。）は、当該認可等を受けた事項又は第３項の規定により受理された事項について、次の各号に掲げる変更があったときは、速やかに、それぞれの当該各号に定める書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 次号、第３号及び第４号に掲げる変更以外の変更 幼保連携型認定こども園設置認可等事項変更届（様式９）又は認定こども園等認定等事項変更届（様式９－１）及び認定こども園等設置認可等事項変更調書（様式９－２）
- (2) 法人の代表者等の変更 幼保連携型認定こども園設置認可等事項変更届（様式９）又は認定こども園等認定等事項変更届（様式９－１）及び認定こども園等設置認可等事項変更調書（法人代表者等の変更）（様式９－３）
- (3) 園長に係る事項の変更 幼保連携型認定こども園設置認可等事項変更届（様式９）又は認定こども園等認定等事項変更届（様式９－１）及び認定こども園等設置認可等事項変更調書（園長に係る事項の変更）（様式９－４）
- (4) 法人の名称又は所在地の変更 幼保連携型認定こども園設置認可等事項変更届（様式９）又は認定こども園等認定等事項変更届（様式９－１）及び認定こども園等設置認可等事項変更調書（名称・所在地の変更）（様式９－５）
- (5) 設置者の変更 幼保連携型認定こども園設置認可事項変更届（様式１０）及び幼保連携型認定こども園設置認可事項変更調書（様式１０－１）

２ 認可等法人は、当該園を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、幼保連携型認定こども園休止（廃止）申請書（様式４）及び幼保連携型認定こども園休止（廃止）申請調書（様式４－２）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３ 市長は、第１項の規定による届出を受理したときは、認可等法人に対し、受理書（様式１１）を交付するものとする。

４ 市長は第２項の規定による申請があった場合において、これを承認するときは幼保連携型認定こども園休止（廃止）承認書（様式５）を、承認しないときは幼保連携型認定こども園休止（廃止）不承認通知書（様式６）を、当該法人に交付するものとする。

（確認内容の変更、辞退）

第１０条 第８条の規定による特定教育・保育施設の確認を受けた法人（以下「確認法人」という。）

は、当該確認を受けた事項又は第４項の規定により受理された事項に変更があったときは、速やかに、幼保連携型認定こども園設置認可等事項変更届（様式９）又は認定こども園等認定等事項変更届（様式９－１）及び認定こども園等設置認可等事項変更調書（様式９－２）を市長に提出することにより、その旨を届け出なければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、確認法人が利用定員を減少しようとするときは、利用定員の減少を予定する日の３箇月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該法人は、その合理的な理由について確認を受けるため、原則として市長が定める日までに、市長に相談しなければならない。

３ 確認法人は、第８条の規定による確認を辞退しようとするときは、あらかじめ、特定教育・保育施設確認辞退届（様式７）に関係書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 市長は第1項又は第2項の規定による届け出を受理したときは受理書（様式11）を、前項の規定による届出を受理したときは特定教育・保育施設確認辞退届受理書（様式8）を、当該届出を行った法人に交付するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか園等の設置の認可等に関し必要な事項は、別に主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱の施行日は平成27年4月1日とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱の施行日は平成29年1月27日とする。

（準備行為）

- 2 認可等の手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年10月31日から施行し、平成31年4月1日に遡及して適用する。

（経過措置）

- 2 令和元年10月31日以前に認可等の申請を行ったものについては、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日に遡及して適用する。

（経過措置）

- 2 令和3年7月1日以前に認可等の申請を行ったものについては、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年9月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和5年9月26日以前に認可等の申請を行ったものについては、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年4月1日以前に認可等の申請を行ったものについては、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年4月1日以前に認可等の申請を行ったものについては、従前の例による。

(様式1)

令和 年 (年) 月 日

尼崎市長

あて

(申請者)
住所

法人名

代表者氏名

認定こども園設置認可等申請書

(該当するものに「○」を記入してください。)

第1 このたび幼保連携型認定こども園を設置運営したいので、尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第2条第1項及び第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

第2 このたび認定こども園の認定を受けたいので、尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第2条第1項及び第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称

2 所在地

3 設置者

4 目的

5 事業開始の予定年月日

6 定 員 人（1号※： 人 2号： 人 3号： 人）

※子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する小学校就学前子ども。以下同様。

7 認定こども園等の長となるべき者の氏名

8（認定こども園に移行する場合）事業開始予定日の前日の施設種別・名称

_____ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園

9（認定を受ける場合）事業開始後の施設種別

幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型
認定こども園 認定こども園 認定こども園

10 園則、経費の見積り及び維持方法、園地・園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面等

別添のとおり

本申請は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条において準用する学校教育法第10条の規定に基づく幼保連携型認定こども園の園長を定める届出を兼ねる。

認定こども園等設置認可等申請事項

(なお、認定こども園法第3条第1項及び第3項の規定に基づく認定こども園の認定や、認定こども園（保育所型認定こども園を除く）及び施設型給付を受ける幼稚園の確認の申請においては、当該申請事項及び誓約書等に記載している「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園又は施設型給付を受ける幼稚園」に読み替える。また、認定及び確認に係る必要事項についてのみ記載すること。)

1 建物その他設備の規模及び構造並びにその面積

(1) 敷地実測面積 ㎡ (敷地登記面積 ㎡)

地 番	地 積	地 目	所 有 者	所有形態	備考

(2) 建物面積 (建物を区分して所有あるいは使用している場合は幼保連携型認定こども園専用面積)

ア 延べ(床)面積 ㎡

イ 建築(床)面積 ㎡

(3) 建物の規模及び構造 (建物を区分して所有あるいは使用している場合は幼保連携型認定こども園専用部分)

ア 構造 () (例)「鉄筋コンクリート造2階建」(2階以下を原則とする(注3))

イ 規模 耐火建築物 (適 ・ 否)

ウ 学級数 () 学級

室名	室数	面積 (㎡)	階数	備 考
乳 児 室				
ほ ふ く 室				
保 育 室 (上段3歳未満児) (下段3歳以上児)				
遊 戯 室				
調 理 室				
調 乳 室				
沐 浴 室				
保 健 室				
職 員 室				
図 書 室				
会 議 室				
便 所				(大 器、 小 器)
職 員 用 便 所				(大 器、 小 器)
子育て支援事業用室				
そ の 他				
合 計				

(注) 1 建物が複数ある場合は、建物毎に本表を作成すること。

2 室名は適宜変更して差し支えないこと。ただし、その場合は用途を備考欄に記入すること。

3 2階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室、便所等を設ける場合は、尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例に規定する基準を満たすことを明らかにした書類を添付すること。

4 子育て支援事業用室の欄には、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等を専用室で実施する場合に、記入すること。

5 各階部屋別求積表を添付のこと。

6 面積は壁の内側の用途に供する部分。(教育・保育として供用できる部分の面積(棚等除く。))

(4) 園庭※

面 積	m ² (砂場 場所 m ²)
場 所	☐ 敷地内 ☐ 隣接地 ☐ 公園 ☐ その他 ()
園舎からの距離	m

※園庭を園舎の付近の適当な場所とする場合は、次の内容が記載された書類を添付すること
 (所在地、場所の用途〔公園等〕、所有者〔所有者の承諾が必要な場合は承諾書〕、場所の利用時間帯、場所の面積が分かる書類、園児の移動距離・移動方法・移動時間・移動時の安全対策、移動を含めた1日のカリキュラム)

(5) 敷地建物の権利関係

ア 土地 ☐自己所有 ☐賃貸 (相手方氏名) _____
 月額賃料 _____ 円 (管理費 _____ 円)

イ 建物 ☐自己所有 ☐賃貸 (相手方氏名) _____
 月額賃料 _____ 円 (管理費 _____ 円)

(6) 建物の建築年月等

建物の建築年月	昭和 平成 年 月 令和
建築確認日	昭和 平成 年 月 日 (昭和 56 年 6 月以降に建築確認を受けた建物 でない場合以下①②へ) 令和
①耐震診断	☐ 実施済 (実施年月日 年 月 日) ☐ 未実施 (☐ 耐震基準を満たしている ☐ 耐震基準を満たしていない)
②耐震化工事	☐ 実施済 (実施年月日 年 月 日) ☐ 未実施

(7) ア 飲み水用設備、手洗い用設備及び足洗い用設備 ☐有 ☐無

イ 飲み水用設備は、手洗い用設備又は足洗い用設備と区別して備えているか

☐区別している ☐区別していない

(8) 設 備

ア 備えるよう努める設備

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価 (総	新品・中古の	保有の形態
放送聴取設備						
映写設備						
水遊び場						
園児清浄用設備						
計						

イ 室内教育・保育設備

(ア) 乳児用保育設備（園具及び教具）

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価（総額）	新品・中古の別	保有の形態
計						

(イ) 幼児用教育・保育設備（園具及び教具）

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価（総額）	新品・中古の別	保有の形態
計						

ウ 屋外教育・保育設備（園具及び教具）

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価（総額）	新品・中古の別	保有の形態
計						

エ 給食用設備

オ 医療用設備

カ 事務用設備

キ 消防用設備

ク その他の設備

記載方法は前項の屋外教育・保育設備の様式によること
※消防用設備には、消火器、火災報知機を必ず記載のこと

(9) 飲用水

☐ 上水道

☐ 井戸水

☐ その他（ ）

(10) 消火設備等

消火設備の設置			☐ 有 (☐ 消火器 ☐ その他：) ☐ 無
警報・通報設備			☐ 火災報知機等非常警報器具又は設備 () ☐ 消防機関へ火災を通報する設備 ()
避難器具			☐ 有 ()・ ☐ 無
防災処理			☐ カーテン (☐ 防災物品) ☐ 敷物 (☐ 防災物品) ☐ 建具等 (☐ 防災物品 ☐ 防災スプレー)
玄関以外の非常口			☐ 有 ☐ 無 無の場合の避難器具 ⇒ ☐ 有 () ☐ 無
消防計画			☐ 有 (届出年月日 昭和・平成・令和 年 月 日 ・ 未届) ☐ 無
			防火管理者氏名 ()
避難・救出等訓練			通報訓練：年__回 避難(救出)訓練：年__回 消火訓練：年__回
傷病者の応急手当等に関する講習修了者 ※修了証の写しを添付			職名 () 氏名 () 職名 () 氏名 () 職名 () 氏名 ()
保 育 室 が 2 階	転落防止設備		☐ 窓柵 ☐ テラス手すり ☐ 階段手すり ☐ その他 ()
	避難 設備	常用	☐ 屋内階段 ☐ 屋外階段
		避難	☐ 屋内階段 ☐ 待避上有効なバルコニー ☐ 屋外階段 ☐ 準耐火構造の屋外傾斜路 ☐ その他 ()
保 育 室 が 3 階 ※	転落防止設備		☐ 窓柵 ☐ テラス手すり ☐ 階段手すり ☐ その他 ()
	避難 設備	常用	☐ 屋内避難階段 (保育室等から 30m 以内にあるもの) ☐ 屋外避難階段等 (保育室等から 30m 以内にあるもの)
		避難	☐ 屋内避難階段 (保育室等から 30m 以内にあるもの) ☐ 屋外避難階段等 (保育室等から 30m 以内にあるもの) ☐ 耐火構造の屋外傾斜路 (保育室等から 30m 以内にあるもの) ☐ その他 ()
			調理設備部分の 防火区画
	調理設備部分の 防火設備	☐ ダンパー ☐ スプリンクラー ☐ 自動消火装置	
	不燃材仕上げ	☐ 事業所の壁 ☐ 事業所の天井の室内に面する部分	

※保育室が4階以上の場合には別途対応有り。

2 運営の方法

- (1) 設置者 ()
 (2) 経営者 ()
 (3) 定員の状況

			保 育 認 定 こ ど も	教育標準時間認定こども	合 計
年 齢 別 内 訳	0 歳児（3：1）		名（ 名）		名（ 名）
	1 歳児・2 歳児		名（ 名）		名（ 名）
	（6：1）	1 歳児	名（ 名）		名（ 名）
		2 歳児	名（ 名）		名（ 名）
	3 歳児（15：1）		名（ 名）	名（ 名）	名（ 名）
	4 歳以上児		名（ 名）	名（ 名）	名（ 名）
	（25：1）	4 歳児	名（ 名）	名（ 名）	名（ 名）
		5 歳児	名（ 名）	名（ 名）	名（ 名）
	合 計		名（ 名）	名（ 名）	名（ 名）

※括弧内には、園児の実員（見込数）を記載すること。

(4) 教育・保育の内容

別添のとおり。

ア 子育て支援事業の実施状況

実施事業名	実施内容	実施日、時間帯、場所等

イ 障害児・要保護児童等、特別の支援を必要とする園児に対する教育・保育の配慮について具体的に記載してください。

(5) 開園日及び開園時間

		保育認定こども	教育標準時間認定こども
年間開園日数			
休園期間又は休園日			
開 園 時 間	平日		
	土曜日		
	日曜日・祝日		
年間教育週数			

(6) 保育料以外の利用料

ア 実費徴収 ☐ 有 (内容:) ☐ 無

イ 上乗せ徴収 ☐ 有 { 内容: ☐ 無
理由:
金額: }

(7) 利用手続・利用者に対する事前説明の方法について

(8) 学級編制及び職員配置

対象歳児及び定数	学級名又は組名	保育教諭等の 配置数		使用する保育室 等の数及び面積 ※	備考
		常勤	非常勤		
(例) 4 歳 70 人	ひまわりぐみ すみれぐみ	4	0	2 室 297.6 m ²	
歳 人					
歳 人					
歳 人					
歳 人					
歳 人					
歳 人					

※満3歳以上の園児については教育を行うための学級を編制すること

※1学級の園児数は30人以下を原則とする。

なお、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園については、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制される学級で学級担任が1人であるものについては、25人以下とする。

(9) 給食の実施内容

教育標準時間認定こども	☐ 自園調理 ☐ 業務委託（施設内調理） ☐ 外部搬入 ☐ 未実施（食事の対応： ）
保育認定こども（３歳以上児）	☐ 自園調理 ☐ 業務委託（施設内調理） ☐ 外部搬入
保育認定こども（３歳未満児）	☐ 自園調理 ☐ 業務委託（施設内調理）

(業務委託または外部搬入の場合) ※業務委託契約書、委託仕様書等を添付すること。

業者名(委託・外部搬入)	
業者所在地(委託・外部搬入)	
調理設備	☐ ガスコンロ等 ☐ 冷凍庫 ☐ 電子レンジ ☐ 手洗い ☐ 冷蔵庫 ☐ オーブン ☐ シンク ☐ 食器消毒保管庫 ☐ その他 ☐ 調理台 ☐ 食器棚 () ☐ 食器洗浄機
調理設備の設置場所	
栄養士による配慮	☐ 園内 ☐ 保健所 ☐ 連携施設 ☐ 外販先 ☐ 委託業者 ☐ その他 ()
献立の作成	☐ 園職員 (☐ 栄養士 ☐ 調理師 ☐ 左記以外 ()) ☐ 委託業者 ☐ その他 ()
アレルギー等への対応	☐ 対応する ☐ 対応しない

3 職員の状況

(1) 職員一覽

職名	氏名	生年 月 日	資格・取得年月日	従事内容			勤務 形態	雇用 年月日	給与月額		備 考
				学級担任	教育利用	保育利用			本俸	諸手当	
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				

							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				

							常勤・非常勤				
							専任・兼任				
							常勤・非常勤				
							専任・兼任				

- (注) 1 職名欄は、園長、副園長又は教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、調理員、用務員、事務員、養護教諭、栄養教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の例により記入すること。なお、非常勤職員については、非常勤保育教諭（講師）、非常勤調理員等の例により記入すること。
- 2 資格欄は、保育士、幼稚園教諭、調理師、栄養士等を記入すること。また、その資格を証する書類の写しを添付すること。
- 3 従事内容欄は、保育教諭等、教育・保育に直接従事する職員について、該当するすべての箇所に○を記入すること。また、備考欄には、担当する歳児及び学級名（組名）を記入すること。
- 4 フリーの職員として教育利用・保育利用のいずれも従事する場合は、どちらにも○を記入すること。
- 5 勤務形態欄は、常勤・非常勤の別、専任兼任の別を記入すること。兼任の場合は、備考欄に兼任している職の内容、時間などを記入すること。
- 6 非常勤職員については、備考欄にその勤務形態（1週間あたりの勤務時間等）を記載すること。
- 7 次の書類を添付すること。
- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師を除く、すべての職員について、履歴書
 - ・園長・副園長又は教頭について、資格を証する書類の写し
 - ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師との業務契約書若しくは協定書の写し
- 8 申請書類の提出時点で採用内定等が行われていない者については、備考欄にその状況等を記載すること。
- 9 調理員のうち少なくとも1人は栄養士又は調理師の免許を有する者とする。（経過措置有り）
- 10 資格取得年月日は幼稚園教員免許の場合は取得年月日を、保育士資格の場合は登録年月日を、その他は免許取得年月日を記入すること。
- 11 他の学校や社会福祉施設と兼任している職員は、兼任先の勤務証明書を添付すること。（保育従事者は兼職できない。）

(2) 職員配置計画書

		定員 (人)			学級数	認可等基準に基づく 職員配置基準 (人)	職員数 (現員)
		保育を必要とする子ども 満3歳以上 (2号認定)	保育を必要とする子ども 満3歳未満 (3号認定)	保育を必要とする子ども 以外の子ども 満3歳以上 (1号認定)			
園長							
副園長又は教頭							
主幹保育教諭							
指導保育教諭							
主務保育教諭							
主幹養護教諭							
主務養護教諭							
養護教諭							
主幹栄養教諭							
主務栄養教諭							
栄養教諭							
保育教諭	0歳児						
	1歳児						
	2歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						
小計							
調理員(うち、栄養士又は調理師免許を有する者の数)					()	()	
子育て支援従事職員(専任)							
事務員							
その他 内訳()							
合 計							
平均勤続年数					年 (全職員)		
平均経験年数					年 (全職員)		

(3) 園長の状況

氏 名			生年月日	
住 所				
資 格 取 得 (登録) 年 月	教諭専修免許状又は一種免許状	年 月		
	保育士資格 (登録)	年 月		
教育及び保 育に関する 実務経験年 月	教 育： 年 月 (うち施設の管理者の経験年数)			
	保 育： 年 月 (うち施設の管理者の経験年数)			
	その他： 年 月			
園長資格要 件の適合内 容※1				
	(同施行規則第13条の規定により任命・採用する場合は、その理由) ※2			

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条に規定する要件のうち、該当するものを記入すること。

※2 園長の採用に関する理事会等の審議内容が確認できる資料(議事録)を添付すること。

※3 教育及び保育に関する実務経験年月を証明するため、他の施設等を含めて、勤務証明書を添付すること。

(4) 副園長又は教頭の状況

氏 名			生年月日	
住 所				
資 格 取 得 (登録) 年 月	教諭専修免許状又は一種免許状	年 月		
	保育士資格 (登録)	年 月		
教育及び保 育に関する 実務経験年 月	教 育： 年 月 (うち施設の管理者の経験年数)			
	保 育： 年 月 (うち施設の管理者の経験年数)			
	その他： 年 月			
副園長又は 教頭の資格 要件の適合 内容※1				
	(同施行規則第13条の規定により任命・採用する場合は、その理由) ※2			

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条に規定する要件のうち、該当するものを記入すること。

※2 副園長の採用に関する理事会等の審議内容が確認できる資料(議事録)を添付すること。

※3 教育及び保育に関する実務経験年月を証明するため、他の施設等を含めて、勤務証明書を添付すること。

(5) 提携医療機関

医療機関名	(科目 :)
所在地	〒 TEL FAX
提携内容	
医療機関名	(科目 :)
所在地	〒 TEL FAX
提携内容	
医療機関名	(科目 :)
所在地	〒 TEL FAX
提携内容	

4 その他の添付書類

別紙添付書類目録のとおり。

※記入欄が不足する場合は、適宜行を追加するか、別紙を添付すること。

(1) 保育内容等具体的な取組について
幼保連携型認定こども園として目指す教育及び保育の目標及び理念 (幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容についても踏まえつつ、目指している子どもたちへの教育及び保育の目標・理念について記入して下さい。)
教育及び保育の具体的な計画及び概要 (教育・保育計画に関する内容や子どもの発達・成長のための具体的な取組について記入して下さい。)
・障害児保育 ☐ 実施する (年 月から) ☐ 実施しない

(2) 具体的な園行事の取組とその考え方について記載して下さい。	
4～6月	
7～9月	
10～12月	
1～3月	
毎月	
(3) 1日の園の教育・保育に関するスケジュールを記載して下さい。	
(4) 地域における子育て支援への取り組みについて	
(実施予定の事業内容)	

(目的)

(効果)

(5) 運営に係る評価について

(幼保連携型認定こども園が提供する教育及び保育等の質の評価を自ら行い、常に改善を図るための具体的方策について記載して下さい。)

(運営状況について、定期的に外部からの評価を受けて結果を公表し、常に改善を図るよう努めるための方策について具体的に記載して下さい。)

(6) 緊急時における対応方法			
対応マニュアル	☐	有	☐ 作成予定 ☐ 無
(緊急時に園児の安全を確保するための考え方)			
(園児のけが、急病時の具体的対応策)			
(不審者の侵入など、緊急時の対応策)			
(火災発生時の対応策)			
(その他の緊急時における具体的方策)			

(7) 非常災害対策等に関する取組方策

- ア 非常災害対策に関する指針 ☐有 ☐作成予定 ☐無
イ 関係機関への連絡体制 ☐有 ☐作成予定 ☐無
ウ 園児の保護者への周知 ☐有 ☐作成予定 ☐無

非常災害対策等に関する具体的な取組方策
(非常災害に関する訓練や地域との連携を含めた具体的な対応策)
(園児の虐待に対する考え方や虐待防止のための措置)
(園児の安全を確保するための方策 (危険防止のための設備))
(園児やその保護者が安心して利用できる環境づくりのための方策(地域との交流を含めた市、医療機関との連携方策、防犯対策))

(1 0) 衛生管理はどのように取り組むのか具体的に記載して下さい。

(園児の保健衛生について、園児の使用する食器や飲用に供する水、施設内外の衛生面の向上のための取組について)

(採光や換気について)

(1 1) 健康管理

ア 定期健康診断 園児：年 回 職員：年 回

イ 検便の実施 調理員：年 回 その他（ ）：年 回

ウ 園児の発育検査 ☐実施する(☐身体測定 ☐その他())
☐実施しない

エ 備えられている医薬品 ☐体温計 ☐水まくら ☐外用・消毒薬 ☐絆創膏類
☐その他 ()

オ SIDSの予防 ブレスチェック ☐実施する ☐実施しない
仰向け寝 ☐実施する ☐実施しない
その他 ()

(1 2) 健康管理に係る取組について具体的に記載してください。

(園児の日々の健康管理に関する方針及び実施内容)

(疾病予防（感染症）の対応策（予防策、発生時の対応）)

(職員の健康管理に関する方策)

(1 3) 給食の提供内容、献立、食品の種類、栄養量についての考え方や、アレルギー対応に関する方針等、又、外部搬入や調理委託で実施する場合は、搬入経路や衛生面の確保、食事の提供に関する責任の所在を含めて給食に関する考え方を記載して下さい。

(給食提供についての考え方)

(食育の推進にかかる取組)

(アレルギー対応)

(外部搬入や調理委託における園の考え方)

(14) 食中毒の予防、食中毒が発生・まん延しないための措置など対応方法について具体的に記載して下さい。

(15) 保護者との連携・連絡

ア 園だより ☐発行する (年 回発行予定) ☐発行しない

イ 連絡帳 ☐作成する ☐作成しない

(作成しない場合の保護者への連絡方法・手段)

保護者とのコミュニケーションはどのように取り組んでいくか具体的に記載して下さい。

(保護者とのコミュニケーションを図るための方法)

(緊急時の保護者への対応について)

(16) 苦情の対応についての具体的方策

フリガナ
ア 苦情受付担当者 (氏名) (職名)

イ 苦情解決責任者

ウ 苦情解決に係る体制整備 ☐ 書面にて作成済 ☐ 作成予定 ☐ 無
☐ その他（ ）

エ 第三者委員の設置 ☐ 有 ☐ 設置予定 ☐ 無
 第三者委員に関する概要・対応内容

オ 苦情受付から解決までの手続きについて（受付窓口からその対応策について）

カ 相談・苦情内容の記録 ☐ 実施する ☐ 実施しない

キ 改善結果等の市への報告 ☐実施する ☐実施しない

(17) 安全計画の策定

☐ 有 ☐ 無

(18) 秘密の保持・個人情報の取り扱いについて具体的方策を記載して下さい。

(職員が知り得た園児等の秘密の保持・個人情報の取り扱いについての具体的方策)

・秘密保持に係る研修等の実施 ☐実施する ☐実施しない

(情報公開の方法（情報開示に関する内部規定について記載して下さい））

(1 9) 研修等

ア 職員の職務内容、経験等に応じて策定された研修の実施計画

☐有 ☐作成予定 ☐無

イ 研修報告書の作成 ☐有 ☐作成予定 ☐無

ウ 研修受講者から他の職員への周知研修 ☐有 ☐実施予定 ☐無

エ 研修記録の保存 ☐実施する ☐実施しない

職員の資質向上に向けた研修・研究活動への具体的な取組
(保育教諭等の育成のための考え方)
(必要に応じて研修内容の見直しを行うなど、職員の計画的な育成に努めるための具体的方策)
(外部の機関が実施する研修の受講についての考え方)

令和 年（ 年） 月 日

尼崎市市長

あて

(設置者)

住所

氏名

(園長)

住所

氏名

誓 約 書

下記の事項について誓約します。

なお、尼崎市市長がこの誓約書の写し等を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、尼崎市市長が警察署長に下記３、４及び７に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、認定こども園又は施設型給付を受ける幼稚園（以下「認定こども園等」という。）の業務以外の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年尼崎市条例第９号）第２条第１項に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意します。

記

- １ 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第４０条第２項に規定する確認申請をすることができない者に該当しないこと。
- ２ 尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成２６年尼崎市条例第３６号）第３条に定める基準を遵守すること。
- ３ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成２５年尼崎市条例第１３号）第２条第７号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと。
- ４ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第３条第５項第４号又は第１７条第２項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。
- ５ 市長から役員等の氏名その他の上記３に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供すること。
- ６ 暴力団員等から当該認定こども園等に対する権利行使の妨害その他の不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行うこと。
- ７ 当該認定こども園等の運営について、暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならないこと。
- ８ 当該認定こども園等の設置者及びその長が暴力団員等に該当するに至ったことにより、尼崎市がその認可等の取消しその他の措置を行っても、一切異議を申し立てないこと。

令和 年（ 年） 月 日

尼崎市長

あて

住所

法人名

代表者氏名

経費の見積り及び維持の方法

このたび下記の幼保連携型認定こども園の経費の見積り及び維持の方法について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項第6号の規定により以下のとおり届け出ます。

幼保連携型認定こども園の名称	
経費の見積り及び維持の方法	
欠損金が生じた場合の具体的対応策	

（添付書類）

- 1 理事会等決議録謄本
- 2 事業開始後2箇年の収支予算
- 3 現年度予算書

(様式 1 - 2)

令和 年 (年) 月 日

尼崎市長

あて

(申請者)
住所

法人名

代表者氏名

特定教育・保育施設確認申請書

尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 施設の名称及び種類

(☐幼稚園型 ☐幼保連携型 ☐幼稚園)

2 認可定員及び利用定員

認可定員数	名
-------	---

		利用定員数	認定区分ごとの合計
保 育 認 定 こ ど も	0 歳児 (3 : 1)	名	3 号認定 名
	1 歳児・2 歳児	名	
	(6 : 1) 1 歳児	名	
	2 歳児	名	
	3 歳児 (1 5 : 1)	名	2 号認定 名
	4 歳以上児	名	
	(2 5 : 1) 4 歳児	名	
	5 歳児	名	
教 育 標 準 時 間 認 定 こ ど も	満 3 歳児	名	1 号認定 名
	3 歳児	名	
	4 歳児	名	
	5 歳児	名	
合 計		名	名

3 その他の事項について

確認の申請時に提出すべき書類のうち利用定員以外の項目については、認定こども園設置認可等申請書に係る関係書類と同じです。

添付書類一覧

申請者の適格性	法人登記履歴事項全部証明書
	法人役員・評議員名簿
	法人定款又は寄附行為
	法人決算書類〔直近3ヵ年分〕（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、残高証明書、財産目録等）、直近の月次試算表 現年度予算書、事業開始後2ヵ年の収支予算書
	申請者（役員等）に係る身分証明書（履歴書及び役員等の状況）
	幼稚園認可書、保育所認可書、認定こども園認定書
	尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）等に係る誓約書
	認可申請に係る理事会・評議員会の審議記録（議事録）
施設設備等	園地付近見取図
	園舎建物及び園庭配置図
	園舎各階平面図（各室の面積、学級・保育の利用状況が分かるもの）
	園庭（運動場）求積図
	建物外観及び乳児室、保育室、調理室等の内観写真（園庭含む）
	園地・園舎に係る土地及び建物の登記事項証明書（園庭含む）
	園地・園舎に係る土地又は建物の賃貸借契約書等の写し（賃貸の場合のみ）、当該土地に地上権、賃借権を設定している場合は登記簿謄本（抄本）を添付（園庭含む）
	耐震性があることを証明する書類（昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物でない場合） ➤ 耐震診断結果の写し ➤ 耐震化工事の仕様書の写し
	調理室の安全性を確認できる書類
	食事の提供について、園内で委託業者が調理を行う場合、又は満3歳以上の子どもに対して自園以外で調理し、搬入する場合については、契約書の写し
運営	園則
	幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
	給食の提供に関する営業届の写し（継続的に20人以上の者に給食を提供する場合等）
	教育及び保育計画書
	子育て支援事業計画書
	事故対応に関する計画及び損害賠償等保険の証書の写し
	緊急時等における対応マニュアル
	非常災害対策に関する指針
	虐待防止指針又は虐待発見時対応マニュアル
	学校自己評価結果及びその公表資料（直近実施分）
	苦情解決に係る体制整備
	安全に関する事項についての計画（安全計画）
	入園案内資料（募集要項）及び入園契約書案
	1号認定利用者の選考に係る基準が確認できる書類
	幼保連携型認定こども園事業計画書

	環境衛生基準検査結果
職員	教育・保育に従事する職員の1週間以上の勤務体系表（ローテーション表）
	園長、副園長又は教頭に関する書類（履歴書、資格を証明する書類の写し、勤務証明書）
	園長の決定に関する理事会等議事録の写し
	その他職員の履歴書、保育教諭、調理員等の資格を証する書類の写し、応急手当に関する講習修了証の写し
	研修計画書等
	就業規則、給与規程
	学校医、学校薬剤師、学校歯科医の確保状況に関する書類（嘱託契約、就任承諾書等）
関係法令適合状況	園舎建物に係る建築基準法上の基準適合を証する書類（検査済証、確認済証等）
	消防計画届出書及び防火管理者選任届出書の写し
関係機関との協議状況	認可等に係る利用者への情報提供・説明の状況（既存施設からの移行の場合）
その他	経理規程
	その他運営に関する規約
	重要事項に関する規程 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 （子ども子育て支援法第19条第3号に掲げる子どもの区分にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分すること） ⑦施設利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設の運営に関する重要事項

※上記表に基づき、市が求める必要書類を提出すること。

(様式2)

尼 第 号

(申請者名) 様

幼保連携型認定こども園設置認可書

令和 年 (年) 月 日付けで提出のあった幼保連携型認定こども園設置認可申請については、尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第7条の規定に基づき、適合すると判断したため次のとおり認可する。

なお、この処分について不服のある場合は、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月を経過するまでに尼崎市長に対して審査請求をすることができる。

令和 年 (年) 月 日

尼崎市長

- 1 幼保連携型認定こども園の施設の名称
- 2 所 在 地
- 3 定 員 名
- 4 設置年月日

(様式 2 - 1)

尼 第 号

(申請者名) 様

認定こども園認定書

令和 年 (年) 月 日付けで提出のあった認定こども園認定申請については、尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第 7 条の規定に基づき、適合すると判断したため次のとおり認定する。

なお、この処分について不服のある場合は、この書類を受け取った日の翌日から起算して 3 月を経過するまでに尼崎市長に対して審査請求をすることができる。

令和 年 (年) 月 日

尼崎市長

- 1 認定こども園の施設の名称
- 2 所 在 地
- 3 定 員 名
- 4 認定年月日

(様式 2 - 2)

尼 第 号

(申請者名) 様

特定教育・保育施設確認通知書

令和 年 (年) 月 日付けで提出のあった特定教育・保育施設確認申請について、尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第 8 条の規定に基づき、確認したので次のとおり通知する。

なお、この処分について不服のある場合は、この書類を受け取った日の翌日から起算して 3 月を経過するまでに尼崎市長に対して審査請求をすることができる。

令和 年 (年) 月 日

尼崎市長

1 施設の名称

2 所在地

3 利用定員	名				
〔うち、3号認定こども 2号認定こども 1号認定こども〕	名：0歳児	名、1歳児	名、2歳児	〕	名
	名：3歳児	名、4歳児	名、5歳児		名
	名：3歳児	名、4歳児	名、5歳児		名

4 確認年月日

(様式3)

尼 第 号
令和 年 (年) 月 日

(申請者名) 様

尼崎市長

幼保連携型認定こども園設置認可不承認通知書

令和 年 (年) 月 日付けで提出のあった幼保連携型認定こども園設置認可申請について、尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第7条の規定に基づき、下記により不承認としたので通知する。

なお、この処分について不服のある場合は、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月を経過するまでに尼崎市長に対して審査請求をすることができる。

記

理由：

(様式 3 - 1)

尼 第 号
令和 年 (年) 月 日

(申請者名) 様

尼崎市長

認定こども園認定不承認通知書

令和 年 (年) 月 日付けで提出のあった認定こども園認定申請について、尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第 7 条の規定に基づき、下記により不承認としたので通知する。

なお、この処分について不服のある場合は、この書類を受け取った日の翌日から起算して 3 月を経過するまでに尼崎市長に対して審査請求をすることができる。

記

理由：

(様式4)

令和 年(年) 月 日

尼崎市長

あて

設置者
住 所
氏 名

幼保連携型認定こども園休止（廃止）申請書

()を休止（廃止）したいので、尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第9条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称

2 所在地

3 休止（廃止）予定期間（日）

令和 年(年) 月 日から 令和 年(年) 月 日まで
(廃止期日 令和 年(年) 月 日)

(様式 4 - 2)

幼保連携型認定こども園休止（廃止）申請調書

1 休止（廃止）の理由

2 入園させている園児の処置

氏 名	生年月日	住 所	入園年月日	処 置	備 考
計					

3 財産の処分（廃止の場合のみ）

(1) 土地、建物

区 分	面 積	位 置	所 有 者	借用している場合 の使用期間	処 分 方 法
土 地					
建 物					

(2) 設備

品 名	規 格	数 量	取得価格	設置年月日	所有区分	処 分 方 法

(注) 現存しているものについて記載のこと

(3) 残金の処分方法

(4) 国あるいは県単独補助事業等により整備した幼保連携型認定こども園については

ア 補助団体名

イ 補助年度

ウ 財源内訳

① 国庫補助金	円
② 県補助金	円
③ 一般財源（自己資金）	円
④ 借入金	円
⑤ その他	円

4 職員の処遇（廃止の場合のみ）

職 名	氏 名	生年月日	資 格	給 与		退職金額	処 遇
				年 額	諸 手 当		

（注）休止の場合も休止予定期間中の職員の処遇について、これに準じて記載のこと。

5 添付書類（休止の場合は、カ及びキのうち休止を決定した理事会議事録の写し）

ア 各月園児数数、施設型給付費交付額について過去1年間の実績

イ 図面（配置図及び各階平面図等）

ウ 建物、敷地の所有権保存登記簿謄本（写し）

エ 賃借の場合は賃貸借（使用貸借）契約書（写し）

オ 補助事業により整備した幼保連携型認定こども園については、補助金確定通知書（写し）

カ 保護者会の同意書

キ 定款又は寄附行為、登記簿謄本（写し）、廃止を決定した理事会議事録（写し）、就業規則及び給与規程、直近の決算書（収支計算書及び貸借対照表）

ク 尼崎市長に移管する、在籍又は卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類

(様式5)

尼 第 号
令和 年 (年) 月 日

(申請者名) 様

尼崎市長

幼保連携型認定こども園休止（廃止）承認書

令和 年 (年) 月 日付けで提出のあった幼保連携型認定こども園休止（廃止）申請については、尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第9条第4項の規定に基づき、承認したので通知する。

なお、この処分について不服のある場合は、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月を経過するまでに尼崎市長に対して審査請求をすることができる。

記

1 施設の名称

2 所在地

3 休止（廃止）予定期間（日）

令和 年 (年) 月 日から 令和 年 (年) 月 日まで
(廃止期日 令和 年 (年) 月 日)

(様式6)

尼 第 号
令和 年 (年) 月 日

(申請者名) 様

尼崎市長

幼保連携型認定こども園休止（廃止）不承認通知書

令和 年 (年) 月 日付けで提出のあった幼保連携型認定こども園休止（廃止）申請については、尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第9条第4項の規定に基づき、不承認としたので通知する。

なお、この処分について不服のある場合は、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月を経過するまでに尼崎市長に対して審査請求をすることができる。

記

理由：

(様式 7)

令和 年 (年) 月 日

尼崎市長 あて

(申請者)
所在地
法人名
代表者氏名

特定教育・保育施設確認辞退届

尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

施設の名称	
施設の所在地	
法人の名称	
法人の主たる 事務所の所在地	
法人の連絡先	
代表者職名及び氏名	
確認を辞退する日	
確認を辞退する理由	

(様式8)

尼 第 号

(申請者名) 様

特定教育・保育施設確認辞退届受理書

届け出のありました確認の辞退について、下記のとおり受理する。

令和 年 (年) 月 日

尼崎市長

1 施設の名称

2 所在地

3 確認を辞退する日

(様式 9)

令和 年 (年) 月 日

尼崎市長

あて

設置者

住 所

氏 名

幼保連携型認定こども園設置認可等事項変更届

尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第9条第1項又は第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり変更したいので関係書類を添えて届け出ます。

記

1 施設の名称

2 所在地

- 3 変更事項
- | | | |
|--------------------------|-------|------------------------|
| ☐ | (1) | 目的 |
| ☐ | (2) | 名称 |
| ☐ | (3) | 所在地 |
| ☐ | (4) | 園則 |
| ☐ | (5) | 園地、園舎その他の設備及び構造並びにその図面 |
| ☐ | (6) | 経費の見積り及び維持方法 |
| ☐ | (7) | 定款、寄附行為及び登記事項証明書 |
| ☐ | (8) | 園長 |
| ☐ | (9) | その他 |

4 変更の内容

5 変更年月日

(様式 9 - 1)

令和 年 (年) 月 日

尼崎市長

あて

設置者
住 所
氏 名

認定こども園等認定等事項変更届

尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第 9 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり変更したいので関係書類を添えて届け出ます。

記

1 施設の名称

2 所在地

- 3 変更事項
- | | | |
|--------------------------|-------|------------------------|
| ☐ | (1) | 目的 |
| ☐ | (2) | 名称 |
| ☐ | (3) | 所在地 |
| ☐ | (4) | 園則 |
| ☐ | (5) | 園地、園舎その他の設備及び構造並びにその図面 |
| ☐ | (6) | 経費の見積り及び維持方法 |
| ☐ | (7) | 定款、寄附行為及び登記事項証明書 |
| ☐ | (8) | 園長 |
| ☐ | (9) | その他 |

4 変更の内容

5 変更年月日

(様式 9 - 2)

認定こども園等設置認可等事項変更調書
(変更のあった箇所のみを記入すること)

1 敷地、建物の面積及び構造

区 分		変 更 後	変 更 前
住 所			
敷 地 面 積		m ²	m ²
建 物 等	建 築 面 積	m ²	m ²
	延 床 面 積	m ²	m ²
	園 庭	m ²	m ²
	建 物 構 造		

(注) 建物構造の変更については、木造、鉄筋コンクリート造等記載すること。

2 建物の規模

室名	変更後		変更前	
	室数	面積 (m ²)	室数	面積 (m ²)
乳 児 室				
ほ ぶ く 室				
保 育 室 (上段 3 歳未満児) (下段 3 歳以上児)				
遊 戯 室				
調 理 室				
調 乳 室				
沐 浴 室				
保 健 室				
職 員 室				
図 書 室				
会 議 室				
便 所		(大 器、 小 器)		(大 器、 小 器)
職 員 用 便 所		(大 器、 小 器)		(大 器、 小 器)
子育て支援事業用室				
そ の 他				
合 計				

3 備品及び遊具の状況

(1) 備えるよう努める設備

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価 (総額)	新品・中古の別	保有の形態
放送聴取設備						

映写設備						
水遊び場						
園児清浄用設備						
計						

(2) 室内教育・保育設備

ア 乳児用保育設備（園具及び教具）

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価（総額）	新品・中古の別	保有の形態
計						

イ 幼児用教育・保育設備（園具及び教具）

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価（総額）	新品・中古の別	保有の形態
計						

(3) 屋外教育・保育設備 (園具及び教具)

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価 (総 額)	新品・中古 の別	保有の形態
計						

(4) 給食用設備

(5) 医療用設備

(6) 事務用設備

(7) 消防用設備

(8) その他の設備

記載方法は前項の屋外教育・保育設備の様式によること
※消防用設備には、消火器、火災報知機を必ず記載のこと

4 園則の変更

変更前、変更後の園則を添付すること

- ☐ (1) 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ☐ (2) 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ☐ (3) 保護者に対する子育ての支援内容に関する事項
- ☐ (4) 利用定員及び職員組織に関する事項
- ☐ (5) 入園、退園、転園、及び卒園に関する事項
- ☐ (6) 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ☐ (7) その他施設の管理についての重要事項

5 経費の見積もり及び維持の方法

別添のとおり

6 目的

(変更後)

(変更前)

7 定員の状況

変更後 ※ 認可定員（利用定員）を記載すること。

			保 育 認 定 こ ど も	教育標準時間認定こども	合 計
年 齢 別 内 訳	0 歳 児 （ 3 ： 1 ）		名 （ 名 ）		名 （ 名 ）
	1 歳 児 ・ 2 歳 児 （ 6 ： 1 ）		名 （ 名 ）		名 （ 名 ）
		1 歳 児	名 （ 名 ）		名 （ 名 ）
		2 歳 児	名 （ 名 ）		名 （ 名 ）
	3 歳 児 （ 1 5 ： 1 ）		名 （ 名 ）	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）
	4 歳 以 上 児 （ 2 5 ： 1 ）		名 （ 名 ）	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）
		4 歳 児	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）
		5 歳 児	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）
合 計			名 （ 名 ）	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）

変更前 ※ 認可定員（利用定員）を記載すること。

			保 育 認 定 こ ど も	教育標準時間認定こども	合 計
年 齢 別 内 訳	0 歳 児 （ 3 ： 1 ）		名 （ 名 ）		名 （ 名 ）
	1 歳 児 ・ 2 歳 児 （ 6 ： 1 ）		名 （ 名 ）		名 （ 名 ）
		1 歳 児	名 （ 名 ）		名 （ 名 ）
		2 歳 児	名 （ 名 ）		名 （ 名 ）
	3 歳 児 （ 1 5 ： 1 ）		名 （ 名 ）	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）
	4 歳 以 上 児 （ 2 5 ： 1 ）		名 （ 名 ）	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）
		4 歳 児	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）
		5 歳 児	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）
合 計			名 （ 名 ）	名 （ 名 ）	名 （ 名 ）

8 主たる事務所の所在地の変更

	変 更 後	変 更 前
所在地	〒	〒
連絡先	TEL FAX	TEL FAX

9 定款、寄附行為及び登記事項の変更

変更前及び変更後の定款、寄附行為及び登記事項証明書を添付すること。

10 添付書類

- （1）定款又は寄附行為、理事会議事録（当該申請にかかる部分）写し、借入金状況及び償還計画表、収支予算書
- （2）移転改築の場合
 - ア 平面図及び建物配置図並びに求積図
 - イ 敷地及び園庭
 - ウ 敷地及び建物についての所有権、地上権等の登記簿謄本或いは賃貸

借契約書

(3) 敷地及び建物の変更の場合

ア 平面図及び建物配置図並びに求積図

イ 敷地及び建物についての所有権、地上権等の登記簿謄本或いは賃貸
借契約書

ウ 連携機関との緊急連絡網

(4) 園則の変更の場合

変更前及び変更後の園則

(様式9－3)

認定こども園等設置認可等事項変更調書
(法人代表者等の変更)

1 変更事項

代表者、役員の変更

区 分	変 更 後	変 更 前
氏 名		
職 名		
住 所		
生年月 日		
年 齢		
職 業		

2 添付書類

- (1) 代表者等変更後の法人登記簿謄本
- (2) 理事会等議事録
- (3) 就任承諾書及び履歴書
- (4) 誓約書(様式1に定めるもの)
- (5) その他必要な書類

(様式 9 - 4)

認定こども園等設置認可等事項変更調書
(園長に係る事項の変更)

1 変更事項

区 分	今回の申請により認可を受ける事項					従来認可を受けている事項				
	氏 名	生 年 月 日	資 格	給与月額		氏 名	生 年 月 日	資 格	就 任 年 月 日	備 考
				本 俸	諸手当					
園 長										
園長の住所										

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 13 条の規定により任命・採用した場合は、その理由を記すこと。

2 変更理由

詳細に記入すること（別葉としてもよいが、その場合は「別紙のとおり」すること。）

3 添付書類

- (1) 履歴書、資格証の写し、幼稚園及び児童福祉施設等勤務証明書（現施設に勤務している場合は不要）
- (2) 人事発令通知書、理事会議事録謄本
- (3) 誓約書(様式 1 に定めるもの)
- (4) 資格要件を満たしている旨を証明する書類の写し
- (5) その他必要な書類

(様式 9－5)

認定こども園等設置認可等事項変更調書
(名称・所在地の変更)

1 変更事項

区 分	変 更 後	変 更 前
～ ～ の 変 更		

2 添付書類

- (1) 定款、寄付行為、その他の規約
- (2) その他必要な書類

(様式 10)

令和 年 (年) 月 日

尼崎市長 あて

(変更前の設置者)

設置者

住 所

氏 名

(変更後の設置者)

設置者

住 所

氏 名

幼保連携型認定こども園設置認可事項変更届 (設置者の変更)

尼崎市認定こども園等設置認可等要綱第9条第1項又は第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり変更したいので関係書類を添えて届け出ます。

1 施設の名称

2 所在地

- 3 変更事項
- | | | |
|--------------------------|-----|------------------------|
| ☐ | (1) | 設置者の変更 |
| ☐ | (2) | 目的 |
| ☐ | (3) | 名称 |
| ☐ | (4) | 所在地 |
| ☐ | (5) | 園則 |
| ☐ | (6) | 園地、園舎その他の設備及び構造並びにその図面 |
| ☐ | (7) | 経費の見積り及び維持方法 |
| ☐ | (8) | 開設の時期 |

4 変更の内容

5 変更年月日

(様式 10 - 1)

幼保連携型認定こども園設置認可事項変更調書
(変更のあった箇所のみを記入すること)

1 設置者の変更

区 分	変 更 後	変 更 前
設置者 名		
氏 名		
住 所		
年 齢		
職 業		

2 敷地、建物の面積及び構造

区 分		変 更 後	変 更 前
名 称			
住 所			
敷 地 面 積		m ²	m ²
建 物 等	建 築 面 積	m ²	m ²
	延 床 面 積	m ²	m ²
	園 庭	m ²	m ²
	建 物 構 造		

(注) 建物構造の変更については、木造、鉄筋コンクリート造等記載すること。

3 建物の規模

室名	変更後		変更前	
	室数	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)
乳 児 室				
ほ ぶ く 室				
保 育 室 (上段3歳未満児) (下段3歳以上児)				
遊 戯 室				
調 理 室				
調 乳 室				
沐 浴 室				
保 健 室				
職 員 室				
図 書 室				
会 議 室				
便 所		(大____器、小____器)		(大____器、小____器)
職 員 用 便 所		(大____器、小____器)		(大____器、小____器)
子育て支援事業用室				
そ の 他				
合 計				

4 備品及び遊具の状況

(1) 備えるよう努める設備

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価 (総額)	新品・中古の別	保有の形態
放送聴取設備						
映写設備						
水遊び場						
園児清浄用設備						
計						

(2) 室内教育・保育設備

ア 乳児用保育設備（園具及び教具）

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価（総額）	新品・中古の別	保有の形態
計						

イ 幼児用教育・保育設備（園具及び教具）

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価（総額）	新品・中古の別	保有の形態
計						

(3) 屋外教育・保育設備（園具及び教具）

品 名	規 格	数 量	単 価	時 価（総額）	新品・中古の別	保有の形態
計						

- (4) 給食用設備
- (5) 医療用設備
- (6) 事務用設備
- (7) 消防用設備
- (8) その他の設備

記載方法は前項の屋外教育・保育設備の様式によること
 ※消防用設備には、消火器、火災報知機を必ず記載のこと

5 園則の変更

変更前、変更後の園則を添付すること

- ☐ (1) 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ☐ (2) 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ☐ (3) 保護者に対する子育ての支援内容に関する事項
- ☐ (4) 利用定員及び職員組織に関する事項
- ☐ (5) 入園、退園、転園、及び卒園に関する事項
- ☐ (6) 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ☐ (7) その他施設の管理についての重要事項

6 経費の見積もり及び維持の方法

別添のとおり

7 目的

(変更後)

(変更前)

8 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為、理事会議事録（当該申請にかかる部分）写し、借入金の状況及び償還計画表、収支予算書
- (2) 移転改築の場合
 - ア 平面図及び建物配置図並びに求積図
 - イ 敷地及び園庭
 - ウ 敷地及び建物についての所有権、地上権等の登記簿謄本或いは賃貸借 契約書
- (3) 敷地及び建物の変更の場合
 - ア 平面図及び建物配置図並びに求積図
 - イ 敷地及び建物についての所有権、地上権等の登記簿謄本或いは賃貸借契約書
 - ウ 連携機関との緊急連絡網
- (4) 園則の変更の場合
変更前及び変更後の園則
- (5) 設置者の変更
 - ア 代表者変更後の法人登記簿謄本
 - イ 理事会議事録
 - ウ 就任承諾書及び履歴書
 - エ 誓約書（様式1に定めるもの）
 - オ その他必要な書類
- (6) 設置者変更に関する変更前設置者と変更後設置者との幼保連携型認定こども園の運営に関する協定書等
 - ア 土地及び建物等に関する事項
 - イ 職員等雇用に関する事項
 - ウ 利用者に関する事項

- (7) 変更事項に係る、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例並びにその他関係法令等に規定する要件に適合することを証する書類

(様式 1 1)

受 理 書

尼 第 号
令和 年 (年) 月 日

(申請者名) 様

尼崎市長

次のとおり届出を受理する。

認 定 こ ど も 園 等 の 施 設 の 名 称	
届 出 根 拠	
届 出 内 容	
備 考	